

請願第2号



新型コロナウイルス感染症の影響に対する後期高齢者医療 制度保険料の減免等の充実を求める請願書

紹介議員 井上けんじ 印

(自署の場合は、押印不要)

新型コロナウイルス感染症の影響に対する後期高齢者医療 保険料の減免等の充実を求める請願書

請願の趣旨

- 1 コロナ特例減免の比較対象を令和1年度まで拡大すること。
- 2 保険料の計算の際に協力金を所得から除外して計算すること。
- 3 自己負担割合が3割となっている場合は1割に戻すこと。

請願の理由

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、休業等を余儀なくされた中小業者の営業を守るために以上の事項を求めます。

国保料・税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の通知は6月に市区町村から送付されますが、収入が少ないほど負担が重く、生活費に食い込む後期高齢者医療制度についても、「高すぎて払えない」「負担を軽くしたい」など、切実な声が各地から寄せられています。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、3割以上の収入減少が見込まれる世帯は国保料・税が減額・免除されます（＝「コロナ特例減免」）。後期高齢者医療保険料においてもコロナ特例減免制度や保険料計算方法の改善、自己負担割合の軽減を求めます。

令和4年度の新型コロナ特例減免では、休業要請の出ていた令和3年度の売上（協力金除く）と比較して減収を認定します。令和3年に要請なく営業できたのは3カ月ほどです。新型コロナに対応するための減免制度なのに、新型コロナ以前の年度と比較できないのは不合理です。新型コロナ特例減免は令和1年度の売上と比較できるようにしてください。

新型コロナまん延防止等重点措置などへの協力金9,420,000円を給付し、差し引き令和3年度の所得は3,005,000円で申告しました。従って令和4年度の市府民税が207,300円、固定資産税年68,000円と、政府の感染症対策に協力したために過大な負担となっています。

その上、後期高齢者医療制度では自己負担割合が3割になり、保険料は令和4年度私は322,765円、妻53,420円となりました。高額療養費の自己負担限度額が従来1人8,000円から、令和4年10月より24,400円になり、2人合わせて48,800円（薬代別）となります。

私は78歳で現在関節リウマチ、肝臓ガンで通院・入院を繰り返しています。妻は令和2年11月に背中、のちに腰を骨折し、今も通院中です。

一方、営業状況では、店（アポイント 喫茶 カラオケ）は今も新型コロナ感染拡大の影響を受けて客が入らず、1日5～6,000円の売上です。妻も1人前の仕事ができず、娘にバイトを辞めさせて店の仕事を手伝ってもらい、給料を1ヶ月50,000円渡しています。カラオケのリース1ヶ月47,000円その他、電気、水道、ガス、店の仕入れもあり、大赤字です。

税金だけはなんの温情もありません。こんな状態で皆さん黙って居るのですか。

今の状態では生活が出来なくなります。私達も生きていく権利はあります。医院にも行けなくなります。アポイント店主。

2022年8月8日

京都府後期高齢者医療広域連合議会議長

下村 あきら 様

請願者

住所 京都市山科区

氏名 山田則三

（自署の場合は、押印不要）

